

## 様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

### 認定事業適応計画の概要の公表

#### 1. 認定の日付

令和4年7月1日

#### 2. 認定事業適応事業者の名称

株式会社コシダカ

#### 3. 認定事業適応計画の内容

##### (1) 事業適応に係る事業の目標

コロナ後の市場動向に対応し、接客業としてのサービス品質の低下を回避しつつ、システム・機器等で対応可能な部分については積極的に非接触型のサービス導入への投資を新規出店、移転新築等の機会に行っていく。併せて、店舗のルームをカラオケ機器の提供にとどまらない多様なエンターテインメントサービスの提供空間（プライベートエンターテインメントルーム）として捉え、様々なコンテンツ提供に関わるシステム開発への投資を並行して行い、積極的な店舗展開と併せて、良質なエンターテインメントを安心・安全に楽しめる環境を全国津々浦々に行き渡らせること（当面の目標として30,000ルームを展開：エンターテインメント・インフラストラクチャー・プラン）を目標としている。スタッフが本来の接客業務に集中できる環境を整備し、接客レベルの維持・向上と労働生産性向上を同時に実現させ、収益性の改善につなげるものとする。

##### (2) その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

計画終了年度である2026年8月期のEBITDAマージンが、基準年度である2021年8月期を5%ポイント上回ることを目標とする。

##### (3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

2026年8月期において、有利子負債はキャッシュフローの10倍以内、かつ経常収支率を100%以上とする。

##### (4) 事業適応の類型

成長発展事業適応

##### (5) 計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

日本標準産業分類における中分類名称：映像・音声・文字情報制作業 分類コード：中分類

選定理由：当社の主体であるカラオケボックス事業においては、業界トップクラスの店舗数を誇る大規模チェーンとしてこれまでも顧客満足を第一に考えた店舗運営を行っていたところであり、今後は非接触型のサービス導入、ウィズコロナのライフスタイルの中で求められる需要に適応したエンターテインメントサービス提供空間の整備など、同事業における事業適応を実施していくため。

#### (6) 事業適応の具体的内容

新型コロナウイルスのまん延に伴う消費マインドの低迷、国・自治体による不要不急の外出抑制施策、まん延防止等重点措置、緊急事態宣言に伴う時短・休業要請などを受け売上が急減したことに加え、時短要請がない時期においても、感染予防意識の高まりによる外出頻度の低下など、コロナ前の水準に戻りきっていない状況が継続している。一方で長期にわたる抑制的な生活に対する潜在的なリベンジ需要が蓄積されており、ウィズコロナの日常に対応したサービスを提供することによってリベンジ需要が顕在化する際には確実に取り込めるとみている。

かかる状況下において、当社店舗に来店する顧客が安全・安心にサービスを楽しめる店舗を提供するため、新規出店、移転新築の機会を始め、一部は既存店舗において、非接触型のサービス提供及びウィズコロナのライフスタイルで求められる需要に適応したエンターテインメントサービス提供を展開する。

接触機会を低減させる諸施策については、コロナ禍における顧客の非接触ニーズにこたえるとともに、労働生産性を向上させ原価率の低減、収益率の改善につなげる。

具体的には、自動受付機・自動精算機、配膳・下げ膳ロボット、当社会員アプリに追加機能として実装する顧客端末によるオーダーエントリーシステム、予約システムの導入、これに加え、生産性向上に向け清掃ロボット等の導入を行う。

また、安心安全の環境で楽しめるカラオケ以外のコンテンツを充実させる開発も行う。具体的にはライブ会場等の密な空間に行かず、当社店舗のルーム内で大音量・大画面のライブを楽しめるライブビューイング、顧客の携帯端末内のコンテンツをルームの画面・スピーカーに出力するミラ Pon! など、ウィズコロナの新しい視聴環境の提供、本格的な収録機材を備えた ONEREC 設置を行う他、今後も継続的に当社が提要する環境で楽しむことができる新規コンテンツの開発・制作・提供を行う。

上述のウィズコロナの新しい視聴環境を実装した新規出店を年間 50 店舗行い、移転新築については年間 20~40 店舗を行う予定である。

これらの取組により、計画終了年度（2026 年 8 月期）において、売上原価をその売上高の額で除した値を、基準年度（2021 年 8 月期）における当該値より 5 パーセント以上低減させる。

- ・ 産業競争力強化法第 2 1 条の 2 8 第 1 項の規定に基づく経済社会情勢の著しい変化に対応して行うものとして主務大臣が定める基準への適合：有

(7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期：令和4年（2022年） 7月1日

終了時期：令和8年（2026年） 8月31日